

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【公開番号】特開2010-76331(P2010-76331A)

【公開日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2008-248997(P2008-248997)

【国際特許分類】

B 41 M 5/382 (2006.01)

【F I】

B 41 M 5/26 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月5日(2011.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材シートの一方の面に、耐熱滑性層を有し、該基材シートの前記耐熱滑性層の設けられた面と反対側の面の少なくとも一部に、熱転写可能な保護層を設けた保護層転写シートにおいて、該保護層は基材シート側から剥離層、接着層を順次含み、前記剥離層が、メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂、メタクリル酸エステル(a)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂、及びメタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂よりなる群から選択される1種以上のアクリル系共重合樹脂を主成分として含有し、

前記メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記(メタ)アクリル酸(b)が0.1~1質量%の範囲で含まれ、

前記メタクリル酸エステル(a)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記アクリル酸エステル(c)が0.1~8質量%の範囲で含まれ、

前記メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記(メタ)アクリル酸(b)が0.1~1質量%、及び前記アクリル酸エステル(c)が0.1~8質量%の範囲で含まれることを特徴とする保護層転写シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の保護層転写シートは、基材シートの一方の面に、耐熱滑性層を有し、該基材シートの前記耐熱滑性層の設けられた面と反対側の面の少なくとも一部に、熱転写可能な保護層を設けた保護層転写シートにおいて、該保護層は基材シート側から剥離層、接着層を順次含み、前記剥離層が、メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)を共

重合してなるアクリル系共重合樹脂、メタクリル酸エステル(a)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂、及びメタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂よりなる群から選択される1種以上のアクリル系共重合樹脂を主成分として含有し、前記メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記(メタ)アクリル酸(b)が0.1~1質量%の範囲で含まれ、前記メタクリル酸エステル(a)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記アクリル酸エステル(c)が0.1~8質量%の範囲で含まれ、前記メタクリル酸エステル(a)と(メタ)アクリル酸(b)とアクリル酸エステル(c)を共重合してなるアクリル系共重合樹脂において、前記(メタ)アクリル酸(b)が0.1~1質量%、及び前記アクリル酸エステル(c)が0.1~8質量%の範囲で含まれることを特徴とするものである。剥離層に上記特定のアクリル系共重合体樹脂を用いると、熱転写プリンタの各種変動、環境温度の変動などによる保護層転写で印加されるエネルギーが増大しても、基材シートと剥離層との剥離力が増大することなく、保護層転写の剥離不良を防止することができる。